論点③　身体的拘束等の適正化のための措置に係る対象拡大

論点③

■ 令和６年度改定において、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、身体的拘束等の原則禁止及び記録の義務化が規定されたことにより、原則、全ての介護サービスにおいて、身体的拘束等の原則禁止・記録の義務化が規定されたところ。

■ また、令和６年度改定において、既に義務付け等がされていた施設・居住系サービスに加え、短期入所系・多機能系サービスを対象に、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられ、当該措置が実施されていない場合は、基本報酬を減算することとなった。その際、未実施減算については、１年間の経過措置が設けられた。

■ 他方、養介護施設従事者等による虐待事案のうち、緊急やむを得ない場合の適正な手続きを経ていない身体的拘束等（身体的虐待）を受けている被虐待高齢者の割合は、例年２～３割程度と横ばいであり、身体的拘束等の廃止・防止の取組の強化のための対応が引き続き必要である。

■ 通所系サービス（※）は、身体的拘束等の適正化のための措置が義務化されていないものの、そのサービス提供について、一定時間、事業所の運営管理の下でケアが提供されるといった観点で施設・居住系サービス及び短期入所系・多機能系サービスと類似する部分がある。

■ これらを踏まえ、更なる身体的拘束等の適正化を図る観点からどのような対応が考えられるか。

（※）通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

対応案

■ 通所系サービスについて、既に身体的拘束等の適正化の措置が義務付けられている施設系サービス等と同様、一定時間、事業所の運営管理の下でケアが提供されるサービス特性から、組織的な体制整備がより求められることを踏まえ、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付け、かつ、当該措置等が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとしてはどうか。

■ その際、他サービスでこれらの義務付け等をした際と同様に、一定期間の経過措置を設けることとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.28 より抜粋

１．（６）②　身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○　身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア　短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、１年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ　訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

○　短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

○　訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.25 より抜粋

１．（６）②　身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

＜改定前＞
なし

▶

＜改定後＞
身体拘束廃止未実施減算　所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※　平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、５単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して９単位程度/日の減算となる。

算定要件等

○　身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

○　全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和６年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.26 より抜粋

通所系サービスにおける身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況（令和8年度）

○　調査回答のあった通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）10,342事業所のうち、約85％の事業所において、委員会の設置･開催、指針の策定をそれぞれ実施又は年度内に実施予定である。

○　同様に、約95％の事業所において、研修を実施又は年度内に実施予定である。

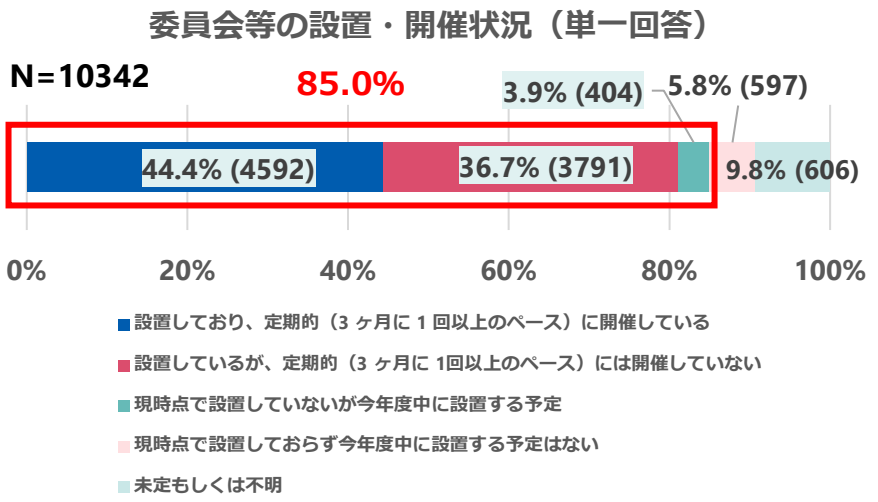

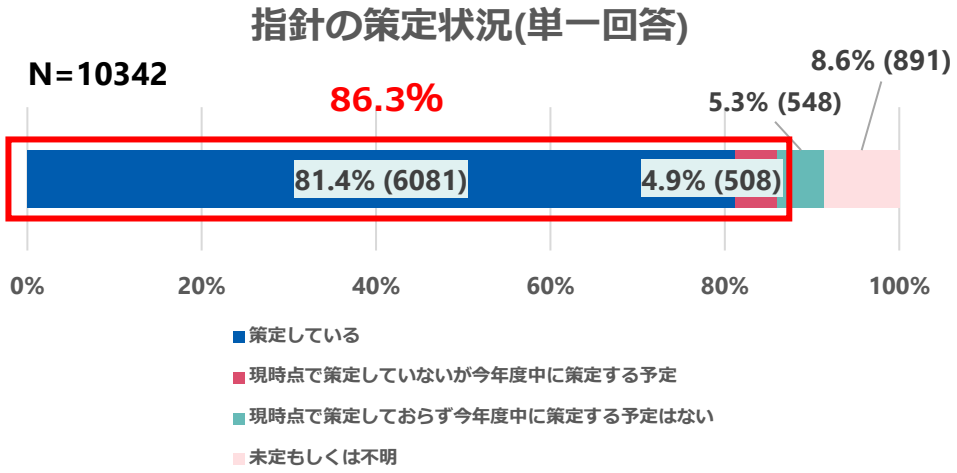

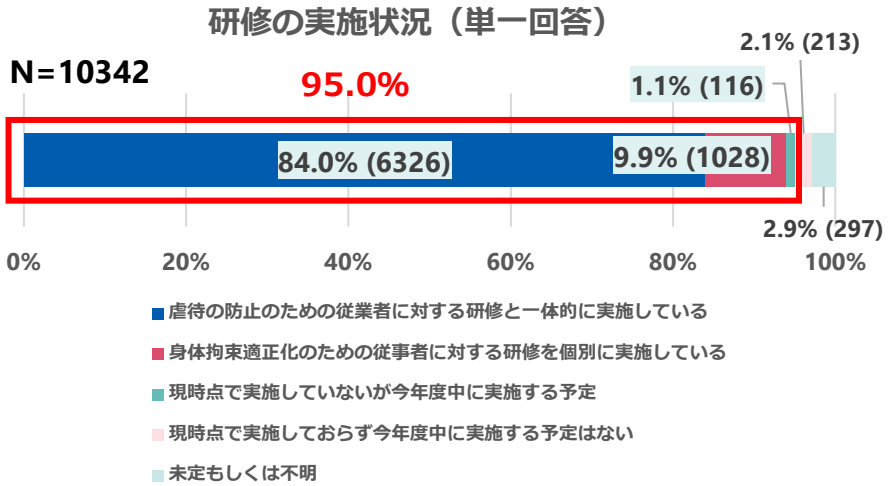

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)　速報値に基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.40 より抜粋